

第1 個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方

○ 司法修習の意義と経済的支援の必要性

司法修習は、新しい法曹養成プロセスにおいて必須の過程。司法修習生が修習に専念できるようにするため、修習期間中の生活の基盤を確保する必要があり、司法修習生に経済的支援を行う必要がある。

○ 経済的支援の基本的な在り方

貸与制を基本とした上で、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置(十分な資力を有しない者に対する負担軽減措置)を講ずる。

○ 措置の具体的内容

1 日本学生支援機構の奨学金制度における経済困難を理由とする返還猶予事由を参考に

- ◆ 給与所得者については年間収入金額300万円以下
 - ◆ 給与所得者以外については年間所得金額200万円以下
- を基準として最長5年の返還猶予期間を設ける。

2 法科大学院中の修学資金であることが明確なもの(法科大学院の奨学金等)については、その年間返還額を年間収入・所得額から控除する。

(参考)経済状況調査の結果(概要)

- 弁護士6年目(貸与制の下で修習資金の返還が開始される時期)平成22年分所得
平均値1073万円, 中央値957万円
- 弁護士6年目~15年目(貸与制の下で返還を行う期間)の平成22年分所得分布
600万円以上 79% 200万円以上400万円未満 6.7% 200万円未満 5.5%
- 法科大学院・大学在学中の奨学金利用率 48.3%
- 利用者の合計平均額(法科大学院の奨学金等の返還開始時点)
347万円(毎月合計返還額2万1000円)

第2 法曹の養成に関する制度の在り方

○ 司法制度改革では、今後の社会の法曹に対する需要が量的に増大するとともに、質的にも一層多様化・高度化すると予想。社会の様々な方面に法曹が進出し、多様なニーズに即した良質な法的サービスを提供する必要から、法曹人口拡大の目標を掲げ、新しい法曹養成制度を創設。

○ 現状では、想定したほどには、法曹有資格者の社会進出は進んでおらず、法曹の養成に関する制度の在り方についても、様々な問題点が指摘されている。

○ これらを踏まえて、フォーラムにおいては、法曹の活動領域の在り方、法曹養成制度の在り方、法曹人口の在り方等について意見交換。第一次取りまとめ以降も、引き続き検討。

法曹の養成に関するフォーラム 検討経過

【会議の経過】

開催日	議事
第1回 平成23年5月25日	1 法務大臣あいさつ 2 委員の紹介 3 会議の進め方等について 4 新しい法曹養成制度について 5 意見交換
第2回 平成23年6月15日	1 会議の公開について 2 関係者の取組について (1) 法曹養成制度に関する検討ワーキングチームについて (2) 法科大学院教育について (3) 法曹有資格者の活動領域の拡大について 3 意見交換
第3回 平成23年7月13日	1 貸与制について 2 日本弁護士連合会の取組について 3 「司法修習終了者等の経済的な状況に関する調査」集計結果報告 4 意見交換
第4回 平成23年8月4日	1 論点整理（第一次取りまとめの骨子）（たたき台）について 2 司法修習について 3 第一次取りまとめに向けた意見交換
第5回 平成23年8月31日	1 第一次取りまとめ（案）について 2 第一次取りまとめに向けた意見交換

【司法修習終了者等の経済的な状況に関する調査】

平成23年5月中旬～同年6月中旬にかけて実施。

法曹の養成に関するフォーラム 構成員名簿

(平成23年8月31日現在)

【関係政務等】	瀧野 欣彌	内閣官房副長官
	鈴木 克昌	総務副大臣
	小川 敏夫	法務副大臣
	櫻井 充	財務副大臣
	鈴木 寛	文部科学副大臣
	中山 義活	経済産業大臣政務官
【有識者】		(敬称略)
座長	佐々木 毅	学習院大学法学部教授
		(五十音順)
	伊藤 鉄男	弁護士(元次長検事)
	井上 正仁	東京大学大学院 法学政治学研究科・法学部教授
	岡田 ヒロミ	消費生活専門相談員
	翁 百合	株式会社日本総合研究所理事
	鎌田 薫	早稲田大学総長・法学学術院教授
	久保 潔	元読売新聞東京本社論説副委員長
	田中 康郎	明治大学法科大学院法務研究科教授 (元札幌高等裁判所長官)
	南雲 弘行	日本労働組合総連合会事務局長
	萩原 敏孝	株式会社小松製作所特別顧問
	丸島 俊介	弁護士
	宮脇 淳	北海道大学公共政策大学院長
	山口 義行	立教大学経済学部教授
関係機関	菅野 雅之	最高裁判所事務総局審議官
オブザーバー	加藤 公一	元法曹養成制度に関する 検討ワーキングチーム座長
	大仲 土和	最高検察庁総務部長
	川上 明彦	日本弁護士連合会法曹養成検討会議委員